



発行 東京都

目 次

75

規 程(文)

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

○東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

規 程(交)

●交通局規程第四十四号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年六月三十日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

第一項第一項中「一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「全部又は一部」に改め、同条中第八項を第十二項とし、第七項を第十一項とし、同条第六項第二号中「について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとする」

第一項第一項中「一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「全部又は一部」に改め、同条中第八項を第十二項とし、第七項を第十一項とし、同条第六項第二号中「について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとする」

第一項第一項中「一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「全部又は一部」に改め、同条中第八項を第十二項とし、第七項を第十一項とし、同条第六項第二号中「について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとする」

を「が第六項の規定による変更をした」に改め、同項中第三号を削り、同項を同条第十項とし、同条中第五項を第九項とし、第四項を第八項とする。

第二十一条第三項中「の承認を受けて勤務しない職員」を「を承認されている職員」に、「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、「の承認を受けて勤務しない時間」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5 第二項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第二号部分休業」という。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第一号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

6 第二項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると所属長が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

7 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内(前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの)において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第二十一条第二項中「部分休業」を「前項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第一号部分休業」という。)」に改め、「の始め又は終わり」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいづれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを所属長に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき七十七時間三十分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間)を超えない範囲内

第三条の二第四項中「第二十一条」を「第二十二条第三項」に、「第二十七条の三」を「第二十七条の三第三項」に改める。

第二十七条の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条中第七項を同条第十二項とし、同条第六項第二号中「について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとする」を「が第六項の規定による変更をした」に改め、同項中第三号を削り、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「当該子育て部分休暇を承認されている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 子育て部分休暇を承認されている職員が休職又は停職の処を受けた場合

二 子育て部分休暇を承認された場合又は出産した場合

三 子育て部分休暇に係る子が死亡し、又は職員の子でなくなった場合

第二十七条の三中第五項を第十項とし、第四項を第九項とし、同条第三項中「子育て部分休暇」を「第一号子育て部分休暇」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の三項を加える。

6 第二項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると所属長が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

容を変更することができる。

7 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内(前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの)において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

8 子育て部分休暇の請求は、別に定める様式により行うものとする。

第二十七条の三第二項中「子育て部分休暇」を「前項第一号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇(以下「第一号子育て部分休暇」という。)」に改め、「正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項第二号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇(以下「第二号子育て部分休暇」という。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号子育て部分休暇を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき

二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

第二十七条の三第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを所属長に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき七十七時間三十分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間)を超えない範囲内

別表第一自動車部の部運転業務に従事する職員の項中「交代勤務イ」を「普通勤務イ」に改める。

附 則

1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

規程（以下「改正後の規程」という。）第二十一条に規定する部分休業及び改正後の規程第二十七条の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規程の規定の例により、この規程の施行の日前においても行うことができる。

3 この規程の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業を請求する場合における改正後の規程第二十一条第二項第二号及び子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規程第二十七条の三第二項第二号の規定の適用については、当該各号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十を」とあるのは「五を」とする。

● 交通局規程第四十五号

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年六月三十日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

改正する規程

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年交通局規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「三歳」を「その小学校就学の始期」に、「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第二項中「次のいずれにも該当する」を「一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同条第六項中「第二十一条第五項から第八項まで」を「第二十一条第九項から第十二項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第五項を第九項とし、同条に次の三項を加える。

6 第三項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」といふ。）の承認は、一時間単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場

合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、

当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

7 第三項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると所属長が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

8 第三項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第二十条第三項中「部分休業」を「前項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）」に改め、「の始め又は終わり」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 当該職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間を超えない範囲内

第三十条中「同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「」を「同条第二項第一号中」に、「当該」を「申請する職員について」に、「次項」を「第五項」に、「同条第三項」を「同項第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の

勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間)」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第五項に改める。

第三十一条中「所属長が」を「所属長は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について」に改め、「職員については、第二十九条の規定を準用する」を削る。

附 則

1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第二十条に規定する部分休業及び改正後の規程第三十条に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規程の規定の例により、この規程の施行の日前においても行うことができる。

3 この規程の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業を請求する場合における改正後の規程第二十条第三項第二号及び子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規程第三十条の規定の適用については、これらの規定中「十を乗じて得た時間」とあるのは「五を乗じて得た時間」とする。

発行 東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 ○三(五三三二)一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 三〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社

電話 東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五一〇一(代)

郵便番号 113-0001


FSC
ミックス
紙
FSC® C006270

リサイクル適性Ⓐ
このマークは、再生紙のマーク。
リサイクルマーク。